

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	農業経済課	検索番号	7-1
法令名	山村振興法	根拠条項	17	
許認可等	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定 (農業に係る経営改善計画等の認定)			
<p>(根拠規定)</p> <p>農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定にあたっては、山村振興法第17条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令 (昭和50年4月18日農林省令第23号) で定める基準を満たす計画でなければならない。</p> <p>○ 山村振興法第17条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令 (昭和50年4月18日農林省令第23号)</p> <p>第3条 法第17条の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 経営改善計画に記載された第1条第4号の改善措置が当該振興山村の自然的経済的条件に適応する経営条件に応ずる農林漁業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること又は振興計画に記載された前条第4号の措置が当該振興山村の自然的経済的条件に応ずる農林漁業の振興を図るために必要かつ適当なものであること。</p> <p>二 経営改善計画又は振興計画が適正に作成されており、かつ、当該経営改善計画又は当該振興計画を作成した者がこれを達成する見込みが確実であること。</p> <p>三 経営改善計画又は振興計画を作成した者が当該経営改善計画又は当該振興経営計画を達成するためには、経営改善資金又は振興資金の貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定にあたっては、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>○ 山村振興法第17条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領 (昭和50年5月30日50構改B第842号農林事務次官通知)</p> <p>第2 経営改善資金等の貸付けを受けることができる農林漁業者等について 経営改善資金等の貸付けを受けることができる農林漁業者等は、次の要件を備えた者とする。</p> <p>(1) 農林漁業の経営の改善を図ろうとする意欲が旺盛であること。</p> <p>(2) 農林漁業の経営のための労働力が当該振興山村内の労働力を主体としており、当該振興山村外からの雇用労働力に依存する割合が少ないこと。</p> <p>(3) 本制度によらなければ農林漁業の経営改善又は振興の目的を達成することが困難であること。</p> <p>(4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第21条の規定に基づく都道府県知事の農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定を受けていないこと。</p> <p>第4 経営改善計画等の認定について</p> <p>1 都道府県知事は、法第17条の規定による経営改善計画等の認定をしようとするときは、省令第3条に掲げる基準を満たすことが必要であるが、認定に際しては、特</p>				

に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

(1) 一般的留意事項

- ア 経営改善計画等の認定申請が、第2の農林漁業者等に該当する者であること。
- イ 経営改善計画の認定申請書の経営規模、労働力、生産装備及び償還能力並びに当該振興山村の自然的経済的条件に照らして経営の適正な改善が計画されており、その実行が可能なものであること。
- ウ 振興計画の認定申請書の事業状況、資産及び負債の状況、収支計画並びに当該振興山村の自然的経済的条件に照らして、農林漁業の適正な振興が計画されており、その実行が可能なものであること。
- エ 経営改善資金等により農林漁業用施設等を共同して導入しようとする者等の経営改善計画等の認定に当たっては、あらかじめ当該施設等の共同利用に係る管理規程又は共同利用計画を提出させ、その内容の妥当性を検討すること。
- オ 法第8条第1項に規定する振興山村市町村が山村振興計画を作成しており、経営改善計画等が当該振興山村の山村振興計画の内容に沿ったものであること。

(2) 個別的留意事項

- ア 農業に係る経営改善計画等については、原則として、次の諸点に配慮して計画されたものであること。
 - (ア) 経営改善計画の作目の選択については、主産地形成の方向等を考慮したものであること。
 - (イ) 経営改善計画の作物の栽培面積及び家畜の飼養頭羽数は、立地条件、飼料基盤等に応じた規模の拡大又は経営の合理化が計画されているものであること。
 - (ウ) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づく市町村計画、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に基づく果樹農業振興計画等のそれぞれの計画内容に沿ったものであるとともに、強い農業づくり総合支援交付金に係る事業実施計画、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下、「農山漁村活性化法」という。）に基づく活性化計画等の内容との調和が図られているものであること。

2 市町村長は、経営改善計画等の認定申請書を受理したときは、当該計画が1の留意事項に照らして適切であるかどうかを検討し、かつ、関係する農業委員会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等（ただし、計画作成者である場合は除く。）の意見を聴いた上、都道府県知事に意見を付して進達するものとする。

この場合においては、これらの関係機関、団体等からなる協議会等の開催について、配慮するものとする。

(その他)